

日 薬 業 発 第 7 号
平成 28 年 4 月 5 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について(通知)

標記について、厚生労働省保険局長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律 31 号)が公布されたことに関しましては、平成 27 年 6 月 5 日付け日薬業発第 94 号にてお知らせしたところです。

今般、同法の一部が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係政令・省令・告示が公布され、患者申出療養の創設に係る所要の規定の整備等が行われております。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

<別添>

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について(通知)」(平成 28 年 3 月 31 日、保発 0331 第 33 号) <抄>

※都道府県知事あてのみ添付(全国健康保険協会理事長および健康保険組合理事長あては省略)

<参考>

平成 28 年 3 月 31 日官報(法律・政令・省令)

保 発 0331 第 33 号
平成 28 年 3 月 31 日

日 本 薬 剤 師 会 長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について（通知）

標記については、別添のとおり、都道府県知事、全国健康保険協会理事長及び健康保険組合理事長あて通知したので、よろしくお取り計らい願いたい。

<抄>

【別添】

保発 0331 第 29 号
平成 28 年 3 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について（通知）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の一部の施行（平成 28 年 4 月 1 日）に伴い、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 28 年政令第 180 号。以下「改正政令」という。）、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 55 号。以下「改正省令」という。）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（平成 28 年厚生労働省告示第 156 号。以下「改正告示」という。）が本日公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

これらの改正の主な内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合へ周知等を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

第 1 改正政令の主な内容

- 1 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。）の一部改正（改正政令第 1 条関係）

- (1) 国保組合が毎年度末日に積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない特別積立金の額について、当該年度内に請求を受けた保険給付に要する費用の総額（補助金の額を除く。）の 12 分の 2 に相当する額並びに当該年度内に納付した前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の総額の合算額の 12 分の 1 に相当する額（補助金の額を除く。）とすること。（国保令第 19 条関係）
- (2) 国保組合が毎年度において決算上剰余を生じたときに積み立てなければならない給付費等支払準備金の額について、直近 3 箇年度の保険給付に要する費用の額の 1 年度当たりの平均額の 12 分の 1 に相当する額（補助金の額を除く。）とすること。（国保令第 20 条関係）
- (3) 患者申出療養を保険外併用療養費の支給の対象とすることに伴い、所要の規定の整備を行うこと。（国保令第 28 条の 4 及び第 29 条の 2 関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号。以下「国保算定政令」という。）の一部改正（改正政令第 2 条関係）（別紙参照）

- (1) 組合特定被保険者以外の被保険者に係る保険給付費等に対する国庫補助の割合について、厚生労働省令で定める当該組合の被保険者一人当たりの所得の額（以下「組合被保険者一人当たり所得額」という。第 2 の 2 (2) 参照。）の区分に応じ、100 分の 13 から 100 分の 32 までとすること。（国保算定政令第 5 条第 1 項関係）
- (2) 組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の額及び前期高齢者納付金等の額、並びに介護納付金に対する国庫補助の割合について、組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、1000 分の 130 から 1000 分の 164 までとすること。（国保算定政令第 5 条第 4 項第 2 号ロ関係）
- (3) 被用者保険等被保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、平成 28 年度において 3 分の 2 を標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、以下の規定を設けること。（国保算定政令附則第 15 条関係）
 - (ア) 被用者保険等被保険者である厚生労働大臣が定める組合について、後期高齢者支援金の 3 分の 2（総報酬割部分）に相当する額を国庫補助の対象としないこととすること。
 - (イ) 特定納付費用額のうち、組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の 3 分の 2（総報酬割部分）に相当する額に対する国庫補助の割合について、組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、0 から 1000 分の 164 までとすること。（国保算定政令附則第 15 条による読

替後の同令第5条第4項第2号ロ(1)関係)

(ウ) 特定納付費用額のうち、後期高齢者支援金の3分の2(総報酬割部分)に相当する額を除いた額に対する国庫補助の割合について、組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、1000分の130から1000分の164までとすること。(国保算定政令附則第15条による読替後の同令第5条第4項第2号ロ(2)関係)

(4) 国保組合に対する国庫補助の割合を定める規定の改正((1)、(3)(イ)(ウ))に係る経過措置として、平成28年度における特例を設けること。(改正政令附則第3条第2項関係)

なお、国保組合に対する国庫補助の割合については、平成28年度から平成32年度までの5年間をかけて段階的に引き下げていく予定であり、今般の改正においては平成28年度における特例のみを設けているが、平成29年度以降の特例については、平成29年度以降に予定している改正法の施行に伴う関係政令の整備のための政令改正の中で定める予定であること。

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。)の一部改正(改正政令第3条関係)

(1) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害手当金の支給を受けることとなった日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合において、当該傷病手当金の額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における傷病手当金の額の併給調整方法を定めること。(健保令第36条の2関係)

(2) 患者申出療養を保険外併用療養費の支給の対象とすることに伴い、所要の規定の整備を行うこと。(健保令第41条第1項第1号ロ関係)

4 船員保険法施行令(昭和28年政令第240号)の一部改正(改正政令第4条関係)

第1の3の(1)及び(2)に準じた改正を行うこと。(船員保険法施行令第4条の2及び第8条第1項第1号ロ関係)

5 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)の一部改正(改正政令第5条関係)

(1) 患者申出療養を保険外併用療養費の支給の対象とすることに伴い、所要の規定の整備を行うこと。(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第10

条第 2 項関係)

(2) その他所要の規定の整備を行うこと。

6 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 116 号）の一部改正（改正政令第 6 条関係）

改正法において、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 38 条に 3 項が加えられたことに伴い、なおその効力を有するものとされた旧老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）などの規定を読み替えて適用している老人保健拠出金に係る経過措置について、所要の規定の整備を行うこと。（健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 2 条から第 27 条まで関係）

7 健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 63 号）の一部改正（改正政令第 7 条関係）

全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の調整を行う期限を、平成 32 年 3 月 31 日とすること。（健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第 4 条関係）

8 その他関係政令の一部改正（改正政令第 8 条から第 15 条まで関係）

国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）その他の各共済組合法施行令について、健保令の改正に準じた改正を行うとともに、その他関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

9 施行期日等（改正政令附則第 1 条から第 9 条まで関係）

(1) この政令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものとする。

(2) この政令の施行に際し必要な経過措置等を設けること。

第 2 改正省令の主な内容

1 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）の一部改正（改正省令第 1 条関係）

(1) 患者申出療養の創設に係る規定の整備を行うこと。（国保則様式第 3 条関係）

(2) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号。以下「国保算定省令」という。）の一部改正（改正省

令第2条関係)

- (1) 国保組合の事務費負担金の額の算定に当たり、国保算定省令第2条第2項及び第5項の事務費負担金基準額に乗じる割合を、組合被保険者一人当たり所得額に応じ、100分の80から100分の100までとすること。
(国保算定省令第2条第1項第2号関係)
- (2) 国保算定政令第5条第1項第1号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額の基準年度を平成26年度とすること。ただし、法第113条の規定により組合被保険者の所得調査を行い、平成27年度以後の年度における組合被保険者一人当たり所得額を把握する組合にあつては、当該所得調査の対象となった年度を基準年度とすること。
また、組合被保険者一人当たり所得額の算定方法を、当該組合の基準年度の5月1日における被保険者に係る基準年度の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額の総額を基準年度の5月1日における被保険者の数で除して得た額とすること。(改正省令による改正後の国保算定省令第7条の2及び第7条の3関係)
- (3) 国保算定政令第5条第7項に規定する組合被保険者一人当たり所得額の基準となる年度を平成26年度に改めること。ただし、法第113条の規定により組合被保険者の所得調査を行い、平成27年度以後の年度における組合被保険者一人当たり所得額を把握する組合にあつては、当該所得調査の対象となった年度を基準年度とすること。(国保算定省令第11条関係)
- (4) 国保算定政令の改正により、国保組合の国庫補助の割合が各組合の組合被保険者一人当たり所得額に応じたものとされたことに伴い、規定の整備を行うこと。
- (5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)の一部改正(改正省令第3条関係)

- (1) 患者申出療養の創設に係る規定の整備を行うこと。(健康保険法施行規則第66条第1項第6号関係)
- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。

4 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)の一部改正(改正省令第4条関係)

第2の3の(1)及び(2)に準じた改正を行うこと。(船員保険法施行規則第58条第1項第6号関係)

5 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)の一部改正(改正省令第5条関係)

(1) 患者申出療養の創設に係る規定の整備を行うこと。(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条第4項、第47条第1項第6号及び様式第7号関係)

(2) その他所要の規定の整備を行うこと。

6 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第77号)の一部改正(改正省令第6条関係)

第1の6に準じ、なおその効力を有するものとされた旧老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令(昭和62年厚生省令第6号)などの規定を読み替えて適用している老人保健拠出金の額の算定に係る経過措置について、所要の規定の整備を行うこと。(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条から第7条まで、第11条及び第12条関係)

7 その他関係省令の一部改正(改正省令第7条から第11条まで関係)
厚生労働省関係省令について、所要の規定の整備を行うこと。

8 施行期日等(附則第1条から第4条まで関係)

(1) この省令は、平成28年4月1日から施行するものとする。

(2) この省令の施行に際し必要な経過措置を設けること。

第3 改正告示の主な内容

1 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第488号。以下「平成18年告示」という。)の一部改正(改正告示第3関係)

平成18年告示の規定に該当する者の生活療養標準負担額については、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第13号)等により、低所得者及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者(以下「指定難病患者」という。)を除き、平成28年4月1日から見直しを行うこととされた。

一方で、平成18年告示の規定に該当する者の一部に指定難病患者が含ま

れていることから、平成 18 年告示から指定難病患者を除く旨の改正を行うこととすること。(平成 18 年告示第 1 号及び第 2 号関係)

- 2 その他関係告示の一部改正(改正告示第 1 条及び第 2 条関係)
厚生労働省関係告示について、所要の規定の整備を行うこと。
- 3 施行期日
この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものとする。

平成28年度から平成32年度までの各年度における国保組合に対する国庫補助の割合

組合特定被保険者以外の被保険者に係る保険給付費等に対する国庫補助の割合(第2の2の(1))

組合被保険者一人当たり所得額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
150万円未満	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0
150万円以上 160万円未満	31.6	31.2	30.8	30.4	30.0
160万円以上 170万円未満	31.2	30.4	29.6	28.8	28.0
170万円以上 180万円未満	30.8	29.6	28.4	27.2	26.0
180万円以上 190万円未満	30.4	28.8	27.2	25.6	24.0
190万円以上 200万円未満	30.0	28.0	26.0	24.0	22.0
200万円以上 210万円未満	29.6	27.2	24.8	22.4	20.0
210万円以上 220万円未満	29.2	26.4	23.6	20.8	18.0
220万円以上 230万円未満	28.8	25.6	22.4	19.2	16.0
230万円以上 240万円未満	28.4	24.8	21.2	17.6	14.0
240万円以上	28.2	24.4	20.6	16.8	13.0

(参考)組合特定被保険者に係る保険給付費に対する国庫補助の割合

組合被保険者一人当たり所得額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
150万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
150万円以上 160万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
160万円以上 170万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
170万円以上 180万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
180万円以上 190万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
190万円以上 200万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
200万円以上 210万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
210万円以上 220万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
220万円以上 230万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
230万円以上 240万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
240万円以上	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0

特定納付費用額のうち、後期高齢者支援金の総報酬割部分（平成28年度においては3分の2）に相当する額に対する国庫補助の割合（第2の2の（3）の（イ））

組合被保険者一人当たり所得額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
150万円未満	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4
150万円以上 160万円未満	16.3	16.3	16.2	16.1	16.1
160万円以上 170万円未満	16.3	16.1	16.0	15.9	15.7
170万円以上 180万円未満	16.2	16.0	15.8	15.6	15.4
180万円以上 190万円未満	16.1	15.9	15.6	15.3	15.0
190万円以上 200万円未満	16.1	15.7	15.4	15.0	14.7
200万円以上 210万円未満	12.8	12.5	12.1	11.8	11.5
210万円以上 220万円未満	9.6	9.3	9.0	8.7	8.4
220万円以上 230万円未満	6.3	6.1	5.9	5.7	5.5
230万円以上 240万円未満	3.2	3.0	2.9	2.8	2.7
240万円以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

特定納付費用額のうち、後期高齢者支援金の総報酬割部分（平成28年度においては3分の2）に相当する額を除いた額に対する国庫補助の割合（第2の2の（3）の（ウ））

組合被保険者一人当たり所得額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
150万円未満	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4
150万円以上 160万円未満	16.3	16.3	16.2	16.1	16.1
160万円以上 170万円未満	16.3	16.1	16.0	15.9	15.7
170万円以上 180万円未満	16.2	16.0	15.8	15.6	15.4
180万円以上 190万円未満	16.1	15.9	15.6	15.3	15.0
190万円以上 200万円未満	16.1	15.7	15.4	15.0	14.7
200万円以上 210万円未満	16.0	15.6	15.2	14.8	14.4
210万円以上 220万円未満	15.9	15.4	15.0	14.5	14.0
220万円以上 230万円未満	15.9	15.3	14.8	14.2	13.7
230万円以上 240万円未満	15.8	15.2	14.6	14.0	13.3
240万円以上	15.7	15.0	14.4	13.7	13.0

太枠内は、平成28年度における国庫補助の割合（第2の2の（4））

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第八十号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項を次のように改める。
組合は、毎年度（事業開始の初年度を除く）末日において、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。

一 当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第五条第六項に規定する組合特別調整補助金を除く。次項及び次条第三項において同じ。）療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額の十二分の二に相当する額

二 当該年度内に納付した高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び高齢者医療確保法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納

付金」という。）の総額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（高齢者医療確保法による前期高齢者納付金（次項において「前期高齢者納付金」という。）及び高齢者医療確保法による後期高齢者支援金（次項並びに第二十九条の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額の十二分の二に相当する額（第二十九條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項第二号」に改め、「日雇抛出品」という。）と、この下に「前項第二号中」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、事業開始の初年度の末日において、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。

一 事業開始の初年度の会計年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該会計年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額を当該会計年度に属する月の数から一を控除した数）で除して得た額に二を乗じて得た額

二 事業開始の初年度の会計年度内に納付した前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の総額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）から当該会計年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額を当該会計年度に属する月の数で除して得た額

第二十条第三項中「並びに当該年度及びその直前の二箇年度内に納付した前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の総額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の合算額」を「の一年度当たりの平均額から当該年度及びその直前の二箇年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額」に「から当該年度及びその直前の二箇年度における法第七十三条第一項の規定による補助金の額の一年度当たりの平均額を控除した額の百分の十」を「を」に改め、同条第五項中「前二項」を「前項」に、「第三項中」及び「次項において「日雇抛出品」とあるのは」を「同項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは」に改め、「後期高齢者支援金等及び日雇抛出品」とあるのは」を削る。

第二十八条の三の二第二項の表第三十六條第四項の項を削る。

第二十八条の三の二第二項の表第三十六條第四項の項を削る。

第四十条第一項及び第四十一条第一項の表を

第四十条第一項	療養の給付	保険外併用療養費に
第四十一条第一項	療養の給付	選定療養費
		保険外併用療養費

に係る評価療養、患者申出療養若しくは

に係る評価療養、患者申出療養又は選定

に改め、同表第四十五條第三項の項から第四十五條の二

第一項の項までの規定中「評価療養」の下に、「患者申出療養」を加え、同表第四十五条の第二項の項中「又は」を、「患者申出療養若しくは」に改め、同表第五十二条第三項の項及び第五十二条第五項の項中「評価療養」の下に、「患者申出療養」を加える。

第二十八条の六第二項の表第三十六條第四項の項を削る。

第二十九条の二第一項第一号八中「又は同項第四号」を、「同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

附則第一条の三中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

附則第一条の四の表中

高齢者支援金等(及び高齢者医療確保法「病床転換支援金等」)	えられた法第七十三条	援金等	えられた同項	高齢者支援金(第二期)「後期高齢者支援金」による病床転換支援
-------------------------------	------------	-----	--------	--------------------------------

を

第十九条第一項	及び高齢者医療確保法の規定に「後期高齢者支援金等」という規定による病床転換支援金等(以下「後期高齢者支援金」という。)	、高齢者医療確保法の規定による後期「後期高齢者支援金等」という規定による病床転換支援金等(以下「後期高齢者支援金」という。)
第七十三条第一項	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
同項	法附則第二十二條の規定により読み替	、高齢者医療確保法の規定による後期十九條の七第二項及び第三項において「後期高齢者医療確保法の規定」という。)

第十九条第一項	及び高齢者医療確保法の規定に「後期高齢者支援金」という規定による病床転換支援金等(以下「後期高齢者支援金」という。)	、高齢者医療確保法の規定による後期「後期高齢者支援金等」という規定による病床転換支援金等(以下「後期高齢者支援金」という。)
第七十三条第一項	、高齢者医療確保法の規定による後期「後期高齢者支援金」という規定による病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)	、高齢者医療確保法の規定による後期「後期高齢者支援金」という規定による病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)

えられた法第七十三条
期高齢者支援金等(以下「後期高齢者医療確保法」
「病床転換支援金等」)

えられた法第七十三条
期高齢者支援金(「後期高齢者医療確保法の規定
転換支援金」という。)

を

み替えられた法第七十三条	転換支援金等	み替えられた法第七十三条	換支援金並びに
--------------	--------	--------------	---------

に、

第十九条第二項	後期高齢者支援金等	病床転換支援金等
第十九条第二項	第七十三条第一項	附則第二十二條の規定により読み替
第十九条第二項	第七十三条第一項	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第十九条第二項	第七十三条第一項	附則第二十二條の規定により読み替
第十九条第二項	第七十三条第一項	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金等

に改め、同表第二十条第三項の項を次のように改める。

第二十條第三項 第七十三條第一項 附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正)

第二條 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額」を「イに掲げる額とロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額」に改め、同号に次のように加える。

ハ 次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額(厚生労働省令で定める基準となる年度における組合の被保険者一人当たりの所得の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。第四項第二号ロ(附則第十五條の規定により読み替えて適用する場合を含む。))において同じ。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	百分の三十二
百五十万円以上百六十万円未満	百分の三十
百六十万円以上百七十万円未満	百分の二十八
百七十万円以上百八十万円未満	百分の二十六
百八十万円以上百九十万円未満	百分の二十四
百九十万円以上二百万円未満	百分の二十二
二百万円以上二百十万円未満	百分の二十
二百十万円以上二百二十万円未満	百分の十八
二百二十万円以上二百三十万円未満	百分の十六
二百三十万円以上二百四十万円未満	百分の十四
二百四十万円以上	百分の十三

第五條第三項中「特定納付費用額」の下に「次項において「特定納付費用額」という。」を加え、同条第四項第一号中「次号イ」を「次号」に改め、同項第二号中「前項に規定する特定納付費用額(以下この号において「特定納付費用額」という。))を「特定納付費用額」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 特定納付費用額のうち給付費割合を乗じて得た額を除いた額(前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額)に係る特定割合 次表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	百分の百六十四
百五十万円以上百六十万円未満	百分の百六十一
百六十万円以上百七十万円未満	百分の百五十七
百七十万円以上百八十万円未満	百分の百五十四

附則第十五條中「平成二十七年」を「平成二十八年」に改め、同条の表附則第十三條の規定により読み替えられた第五條第一項第一号ロの項及び附則第十三條の規定により読み替えられた第五條第三項の項中「附則第十三條の五の八第一項第一号」を「附則第十四條の九第一項第一号」に、「附則第十四條の七第一項第一号」を「附則第十四條の八第一項第一号」に、「附則第十三條の五の六第一号」を「附則第十三條の六第一号」に改め、同表第五條第四項第二号ロの項を次のように改める。

百八十万円以上百九十万円未満	百分の百五十五
百九十万円以上二百万円未満	百分の百四十七
二百万円以上二百十万円未満	百分の百四十四
二百十万円以上二百二十万円未満	百分の百四十
二百二十万円以上二百三十万円未満	百分の百三十七
二百三十万円以上二百四十万円未満	百分の百三十三
二百四十万円以上	百分の百三十

第五條第四項 第二号ロ

ロ 特定納付費用額のうち給付費割合を乗じて得た額を除いた額(前期高齢者交付金がある場合には、前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額)に係る特定割合 次表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	百分の百六十
百五十万円以上百六十万円未満	百分の百六十
百六十万円以上百七十万円未満	百分の百五十七
百七十万円以上百八十万円未満	百分の百五十四
百八十万円以上百九十万円未満	百分の百五十
百九十万円以上二百万円未満	百分の百四十七
二百万円以上	百分の百四十

ロ 特定納付費用額のうち給付費割合を乗じて得た額を除いた額(前期高齢者交付金がある場合には、前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額)に係る特定割合 次表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

(1) 給付費相当額を乗じて得た額を除いた額(前期高齢者交付金がある場合には、前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額)に係る特定割合 次表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

(2) (1)に定める割合

百五十万円未満	百分の百六十
百五十万円以上	百分の百六十

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第九十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額及び法第九十九条第二項ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額(当該合算額が法第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額)との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

第三十七条中「第百八条第四項」を「第百八条第五項」に改める。
第三十八条中「第百八条第四項」を「第百八条第五項」に改め、同条第二号中「昭和二十九年法律第百十五号」を削る。

第四十一条第一項第一号口中「又は同項第四号」を「同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

第四條 (船員保険法施行令の一部改正)

第四條の次に次の一条を加える。
第四條の次に次の一条を加える。

第四條の二 (傷病手当金と障害手当金等との併給調整)

第四條の二 法第七十條第三項ただし書の政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める差額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 傷病手当金合計額(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合は法第六十九條第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。)と障害手当金の額との差額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十九條第二項の規定により算定される額と出産手当金の額(当該額が同項の規定により算定される額を超える場合)にあつては、当該額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十九條第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額(当該額が同項の規定により算定される額を超える場合)にあつては、当該額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十九條第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額及び法第七十四條の二ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額(当該合算額が法第六十九條第二項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額)との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

第五條第二号中「昭和二十九年法律第百十五号」を削る。
第八條第一項第一号口中「又は同項第四号」を「同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

第五條 (高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第五條 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第七十條第三項	保険医療機関等	保険医療機関
	療養の給付に関する	入院時食事療養費に係る療養に関する

第九條第二項の表第六十四條第四項の項を削り、同表第七十條第三項の項を次のように改める。	
次条第一項の療養の給付の取扱 い及び担当に関する基準並びに 療養の給付に要する費用の額の 算定に関する基準及び前項の定	第七十四條第十項において準用する前項の 定め及び同条第二項の規定による基準並び に同条第四項の入院時食事療養費に係る療 養の取扱い及び担当に関する基準

第七十條第三項	保険医療機関等	保険医療機関
療養の給付に関する	入院時生活療養費に係る療養に関する	
次条第一項の療養の給付の取扱 い及び担当に関する基準並びに 療養の給付に要する費用の額の 算定に関する基準及び前項の定	第七十五條第七項において準用する前項の 定め及び同条第二項の規定による基準並び に同条第四項の入院時生活療養費に係る療 養の取扱い及び担当に関する基準	

第十條第二項の表第六十四條第三項及び第四項の項中「及び第四項」を削り、「評価療養」の下に「患者申出療養」を加え、同表第六十六條第一項の項及び第七十條第二項の項中「評価療養」の下に「患者申出療養」を加え、同表第七十條第三項の項を次のように改める。

第七十條第三項	療養の給付に関する	保険外併用療養費に係る評価療養、患者申 出療養又は選定療養に関する
次条第一項の療養の給付の取扱 い及び担当に関する基準並びに 療養の給付に要する費用の額の 算定に関する基準及び前項の定	第七十六條第六項において準用する前項の 定め及び同条第二項の規定による基準並び に同条第三項に規定する保険外併用療養費 に係る療養の取扱い及び担当に関する基準	

第十條第二項の表第七十條第七項の項及び第七十二條第一項の項中「評価療養」の下に「患者申出療養」を加え、同表第七十二條第三項の項中「又は」を「患者申出療養若しくは」に改め、同表第七十四條第五項の項及び第七十四條第七項の項中「評価療養」の下に「患者申出療養」を加える。

第十三條第二項の表第六十四條第四項の項を削り、同表第七十條第二項の項中「の規定により」として「第七十六條第二項」を削る。
第七十六條第二項 保険外併用療養費の額
第七十七條第一項に規定する療
養の給付に要する費用の額の算
定に関する基準を勘案して

第七十六條第二項	保険外併用療養費の額	特別
第七十七條第一項に規定する療 養の給付に要する費用の額の算 定に関する基準を勘案して		、一、給 給、療、費、一、給 給、療、費、一、給 給、療、費、一、給

第五十四条第二項	<p>概算医療費拠出金の額と確定医療費拠出金の額の過不足額</p>	<p>概算医療費拠出金の額と確定医療費拠出金の額の過不足額</p>	<p>療養費の額</p>
第五十四条第一項	<p>概算医療費拠出金の額と確定医療費拠出金の額の過不足額</p>	<p>概算医療費拠出金の額と確定医療費拠出金の額の過不足額</p>	<p>療養費の額</p>
実績医療費拠出金の額	<p>前々年度の実績医療費拠出金の額とその額に係る調整金額との合計額</p>	<p>前々年度の実績医療費拠出金の額とその額に係る調整金額との合計額</p>	<p>第七十六条第二項 第七十六条第一号 第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して</p>

第十四条第一項第一号八中「又は同項第四号」を、「同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。
 (健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)
 第六条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)の一部を次のように改正する。
 附則第二条の前の見出しを削り、同条の表以外の部分中「平成二十年度」を「平成二十八年及び平成二十九年」に、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、「医療等に要する費用」の下に「のうち平成二十七年及び第五十二条」を加え、「同条」を「同項」に、「及び第五十二条」を「第五十二条及び第五十五条」に改め、同条の表第五十三条第一項の項の次に次のように加える。

に改め、同表第八十一条第一項の項中「の支給」を削る。

療養費
 保険者証が交付されているならば療養費を受けることができる場合は第七十の額の算定に関する基準により被保険者が交付されているならば保険外併用費の支給を受けることができる場合は十六条第二項第一号に規定する厚生労働省が定める基準により被保険者証が交付されているならば訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は第七十八条に規定する

第五十六条第三項	<p>負担調整前確定医療費拠出金相当額</p>	<p>負担調整前確定医療費拠出金相当額</p>	<p>負担調整前確定医療費拠出金相当額</p>	<p>負担調整前確定医療費拠出金相当額</p>	<p>負担調整前確定医療費拠出金相当額</p>
第五十六条第二項	<p>前々年度における当該加入者の総数</p>	<p>前々年度におけるすべて加入者の総数</p>	<p>前々年度における当該加入者等(改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。)</p>	<p>前々年度における当該加入者等(改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。)</p>	<p>前々年度における当該加入者等(改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。)</p>
第五十六条第一項第一号	<p>前々年度における当該加入者等(改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。)</p>	<p>前々年度における当該加入者等(改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。)</p>	<p>前々年度における当該加入者等(改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。)</p>	<p>前々年度における当該加入者等(改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。)</p>	<p>前々年度における当該加入者等(改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。)</p>
第五十六条第一項第二号	<p>前々年度における当該加入者等(改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。)</p>	<p>前々年度における当該加入者等(改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。)</p>	<p>前々年度における当該加入者等(改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。)</p>	<p>前々年度における当該加入者等(改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。)</p>	<p>前々年度における当該加入者等(改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。)</p>

附則第二条の表第五十五条第一項の項から第五十五条第五項の項までを削り、同表第五十六条第一項の項の次に次のように加える。

第五十六條第一項
 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附則第二条の規定により読み替えられた改正法第七條の規定による改正前の第五十四條第一項

附則第二条の表第五十六條第一項の項を次のように改める。

第五十四條第一項
 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附則第二条の規定により読み替えられた改正法第七條の規定による改正前の第五十四條第一項

第五十六條第一項
 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附則第二条の規定により読み替えられた改正法第七條の規定による改正前の第五十四條第一項

第五十六條第一項
 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附則第二条の規定により読み替えられた改正法第七條の規定による改正前の第五十四條第一項

第五十六條第一項
 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附則第二条の規定により読み替えられた改正法第七條の規定による改正前の第五十四條第一項

第五十六條第一項
 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附則第二条の規定により読み替えられた改正法第七條の規定による改正前の第五十四條第一項

第五十六條第三項第一号	特定費用確定率	特定費用実績率	第五十六條第三項第一号イ	確定基準超過保険者 実績基準超過保険者	確定加入者調整率 実績加入者調整率	第五十六條第三項第二号	特定費用確定率 特定費用実績率	第五十六條第四項	負担調整前確定医療費拠出金相当額	負担調整前実績医療費拠出金相当額	第五十六條第五項	特定費用確定率 特定費用実績率
									確定負担調整加算率 実績負担調整加算率	確定負担調整加算率 実績負担調整加算率		

附則第二條の表中

改正前の第一條	第六十四條第一項	第一條	改正法第七條の規定による

改正前の第四十

改正前の第一條	第六十四條第一項	第一條	改正法第七條の規定による

改正前の第四十

改正前の第一條	第六十四條第一項	第一條	改正法第七條の規定による

に改め、同表第七十四條の二の項中「第七十四條の二」を「第七十四條の二第

一」に改め、同条に見出しとして「老人保健拠出金等に関するなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定の適用」を付する。

附則第三條から第五條までを次のように改める。

第三條から第五條まで 削除

附則第六條第一項から第四項までを削り、同条第五項の表以外の部分中「健康保険法」の下に「(大正十一年法律第七十号)を加え、同項の表第七條の二第三項の項中「附則第三十八條」を「附則第三十八條第一項」に改め、同表第五百五十三條第二項の項中「除く。」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加え、同表第五百五十四條第二項の項を次のように改める。

同項	及ぶ同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援助金及び老人保健医療費拠出金	前項	同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援助金及び老人保健医療費拠出金
----	---------------------------------------	----	-------------------------------------

附則第六條第五項の表附則第五條の五の項中「附則第六條第一項」に改め、同条第五項を同条第一項とし、同条第六項の表第七條の二第三項の項中「附則第三十八條」を「附則第三十八條第一項」に改め、同表第五百五十三條第二項の項中「及び」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加え、同表第五百五十四條第二項の項を次のように改める。

第五十五條第二項	及ぶ同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援助金	同項	前項	同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援助金及び老人保健医療費拠出金

附則第六條第六項の表附則第五條の六の項を次のように改める。

附則第五條の六	及び第五條の規定	同条	改正法附則第六條第二項の規定により読み替えて適用される附則第四條の四の規定により読み替えられた

附則第六條第六項を同条第二項とする。

附則第七條中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」を削り、同条の表第六十九條の項中「附則第三十八條」を「附則第三十八條第一項」に改め、同表

第三條第一号口	及び病床転換支援助金並びに介護納付金の納付に要する費用の	病床転換支援助金及び老人保健医療費拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用の	病床転換支援助金及び老人保健医療費拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用の	病床転換支援助金及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金(以下この項及び次項において「老人保健医療費」という。)並びに介護納付金の納付に要する費用に	第七十三第一項

に改める。

附則第八條中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」及び「。次項において同じ」を削り、同条の表中

<p>規定による病床転換支援金(以下「支援金」という。)及び健康保険法(以下「健康保険法」という。)の規定による改正前の老人保健法(以下「老人保健法」という。)の規定による改正前の老人保健医療費拠出金(以下「老人保健医療費拠出金」という。)</p>	<p>換支援助金及び老人保健医療費拠出</p>
<p>第七十条第一項第二号 及び病床転換支援金</p>	<p>第七十条第一項第二号 及び病床転換支援金</p>

に改め、同表第七十五条の項中「病床転換支援金等及び」の下

に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加える。

附則第九條第一項中「平成二十年度を」平成二十八年度及び平成二十九年度に改め、同項の表中

<p>第七十条第一項 支援金(以下「病床転換支援金」という。)</p>	<p>及び同法の規定による病床転換支援金(以下「支援金」という。)</p>
<p>「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法(昭和五十七年法律第八十号)第七十五条</p>	<p>「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法(昭和五十七年法律第八十号)第七十五条</p>

<p>第七十条第一項 及び病床転換支援金(以下「支援金」という。)</p>	<p>及び病床転換支援金の納付</p>
<p>年四月改正前老健法(以下この項において「老人保健医療費拠出金」という。)</p>	<p>人保健医療費拠出金の納付</p>

<p>第七十条第一項第二号 病床転換支援金の額</p>	<p>病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金の額を併せて負担調整前老人保健医療費拠出金の額に算入し、その合計額を、前項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金の額に算入した額とする。</p>
---------------------------------	--

に改め、同表第七十五条の項中「病床転換支援金等及び」の下に「平成十八年健康保険法等改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加え、同表附則第七條第一項の項中「附則第七條第一項」を「附則第七條第二項」に改め、「当該年度の平成二十一年四月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の一に相当する額、前々年度の同項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十一年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する当該年度の概算医療費拠出金、前々年度の概算医療費拠出金及び前々年度の確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。」を削り、同表第一項から第五項までを削る。

附則第十條第一項から第四項までを削り、同表第五項中「平成二十五年から」及び「までの間」を削り、「附則第二十二條」を「附則第二十一條の三第一項」に、「附則第二十一條の三第一項」を「附則第二十二條」に改め、「当該」及び「こ」と、「同じ。」とあるのは「同じ。」を削り、「附則第三十

り、同条の表中

よる病床転換の 正前老健法の	項に読み替えら れ読み替えら	保健拠出金	正令附則第七 た	り読み替えら 替えられら	健康保険法の (平成二十年 令(昭和三十五 年四月十八日 法律第八十号 の一部を改正す る法律第二十 号)附則第三 号)の効力を有 する第三号の 規定による改 定に準ずる改 定による四月 二十日以前に 保出	援金を改算する よる病床転換
-------------------	-------------------	-------	-------------	-----------------	---	-------------------

を

項第十九条第一 号	法附則第二十二 条	及び高齢者医療 確保法の規定に よる病床転換支 援金等(以下「病 床転換支援金等 (以下「病	法附則第二十二 条	及び高齢者医療 確保法の規定に よる病床転換支 援金等(以下「病 床転換支援金等 (以下「病	項第十九条第一 号	健康保険法等の (平成二十年政 令(昭和三十五 年四月十八日 法律第八十号 の一部を改正す る法律第二十 号)の効力を有 する第三号の 規定による改 定に準ずる改 定による四月 二十日以前に 保出	援金を改算する よる病床転換
--------------	--------------	---	--------------	---	--------------	---	-------------------

及及び高齢者医療確 保法の規定に よる病床転換支 援金等	法附則第二十二 条の規定により 読み替えられた 同項	及び病床転換支 援金等	総額から当該年 度における	合算額から当該 年度における法 規に準じた支 援金の額に当 てり	項第十九条第二 号	健康保険法等の (平成二十年政 令(昭和三十五 年四月十八日 法律第八十号 の一部を改正す る法律第二十 号)の効力を有 する第三号の 規定による改 定に準ずる改 定による四月 二十日以前に 保出	援金を改算する よる病床転換
---------------------------------------	-------------------------------------	----------------	------------------	--	--------------	---	-------------------

老人保健拠出金 により読み替えら れ読み替えら

項第十九条第三 号	高齢者医療確 保法	健康保険法等の (平成二十年政 令(昭和三十五 年四月十八日 法律第八十号 の一部を改正す る法律第二十 号)の効力を有 する第三号の 規定による改 定に準ずる改 定による四月 二十日以前に 保出
--------------	--------------	---

人保健康費拠出金 により読み替えら れ読み替えら	援金を改算する よる病床転換	法附則第二十二 条の規定により 読み替えられた 同項	及び病床転換支 援金等	総額から当該年 度における	項第十九条第二 号	健康保険法等の (平成二十年政 令(昭和三十五 年四月十八日 法律第八十号 の一部を改正す る法律第二十 号)の効力を有 する第三号の 規定による改 定に準ずる改 定による四月 二十日以前に 保出	援金を改算する よる病床転換
--------------------------------	-------------------	-------------------------------------	----------------	------------------	--------------	---	-------------------

を

に

項第十九条第二 号	法附則第二十二 条	及び病床転換支 援金等	法附則第二十二 条	及び病床転換支 援金等	項第十九条第二 号	健康保険法等の (平成二十年政 令(昭和三十五 年四月十八日 法律第八十号 の一部を改正す る法律第二十 号)の効力を有 する第三号の 規定による改 定に準ずる改 定による四月 二十日以前に 保出	援金を改算する よる病床転換
--------------	--------------	----------------	--------------	----------------	--------------	---	-------------------

項第十九条第二 号	高齢者医療確 保法	健康保険法等の (平成二十年政 令(昭和三十五 年四月十八日 法律第八十号 の一部を改正す る法律第二十 号)の効力を有 する第三号の 規定による改 定に準ずる改 定による四月 二十日以前に 保出
--------------	--------------	---

により読み替えら
人保健医療費拠出

正する法律（平成
附則第三十八條第
の規定による改正前
十七年法律第八十
平成二十年四月

次条第四項におい

に改め、同表第二十条第三項の項を次のように改める。

第二十条第三項

法附則第二十二條

附則第二十一条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、までの間」及び

改正令附則第七條の規定により読み替えられた法附則第二十二條

。次項において同じ」を削り、同条の表中

改正令附則第八條の規定により読み替えられた法附則第二十二條

、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條十七号の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。）

、病床転換支援金等及び老人保健拠出金

を

第二十九條の七第二項	法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項	前期高齢者納付金等	及び病床転換支援金等
第二十九條の七第二項第一号イ	前期高齢者納付金等		
第二十九條の七第二項第一号ロ	法附則第二十二條	及び病床転換支援金等	及び病床転換支援金等

改正令附則第八條の規定により読み替えられた法附則第七十六條第一項

、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。）

、病床転換支援金等及び老人保健拠出金
改正令附則第八條の規定により読み替えられた法附則第二十二條

、病床転換支援金等及び老人保健拠出金

に改める。

附則第二十一條中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、同

項の表を次のように改める。

第二十九條の七第二項	法附則第二十二條	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）以下「改正令」という。）附則第九條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條
第二十九條の七第二項第一号イ	前期高齢者納付金等	
第二十九條の七第二項第一号ロ	法附則第二十二條	、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。）
第二十九條の七第三項まで	法附則第二十二條	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金 改正令附則第九條の規定により読み替えられた法附則第二十二條

(健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正)
第七條 健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四條及び第五條を削り、附則第三條の次に次の一條を加える。

(都道府県単位保険料率に係る経過措置の期限)

第四條 平成十八年健保法等改正法附則第三十二條の政令で定める日は、平成三十二年三月三十一日とする。

附則第六條の前の見出しを削り、同條を附則第五條とし、同條の前に見出しとして(都道府県単位保険料率の変更の場合における調整)を付し、附則第七條を附則第六條とする。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正)

第八條 私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六條中「第十一條の三の六の四第一項」の下に「第十一條の三の八の二第一号」を加え、同條の表第十一條の三の六の四第一項の次に次のように加える。

第十一條の三の八 法第六十六條第二項 私立学校教職員共済法第二十五條において準用する法第六十六條第二項

第六條の表第十一條の三の九第一項及び第二項の項中「第六十六條第六項」を「第六十六條第八項」に改め、同表第十一條の三の九第三項の項中「第六十六條第十項」を「第六十六條第十二項」に改め、同表第十一條の四第一項第一号の項中「第十一條の四第一項第一号」を「第十一條の四第二項第一号」に改める。

第十二條第一号を次のように改める。

一 任意継続加入者の退職時の標準報酬月額

第十二條第二号中「毎年一月一日」を「前年」に、「前年の一月一日」を「前々年の九月三十日」に、「加入者(任意継続加入者を除く)」を「全ての加入者の同月」に、「合計額を当該加入者の総数で除して得た額」を「平均額(当該平均額の範囲内において共済規程で定められた額があるときは、当該共済規程で定められた額)」を法第二十二條第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額」に改める。

第二十六條第一項の表第六十七條第二項の項を削る。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第九條 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十一條の三の四第一項第一号口中「又は同項第四号」を「同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

第十一條の三の八の次に次の一條を加える。

(傷病手当金と障害手当金等との併給調整)

第十一條の三の八の二 法第六十六條第七項ただし書に規定する政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 傷病手当金合計額(厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第六十六條第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。)から障害手当金の額を控除した額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十六條第二項の規定により算定される額から出産手当金の額(当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額)を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 法第六十六條第二項の規定により算定される額から当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額(当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額)を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十六條第二項の規定により算定される額から報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額(当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額)を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

第十一條の三の九第一項及び第二項中「第六十六條第六項」を「第六十六條第八項」に改め、同條第三項中「第六十六條第十項」を「第六十六條第十二項」に改め、同項の表百條の十第二項の項中「第六十六條第九項」を「第六十六條第十一項」に改め、同表百條の十第三項の項中「第六十六條第九項及び同條第十項」を「第六十六條第十一項及び同條第十二項」に改める。

第十一條の四第一項中「第六十九條」を「第六十九條第一項」に改め、同項第一号中「出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金」を削り、「当該給付」を「当該傷病手当金」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 法第六十九條第二項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- 一 出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額

二 前号の場合以外の場合には、支給を受ける報酬の額

第四十九條の二第一号を次のように改める。

一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額
第四十九條の二第二号中「毎年一月一日」を「前年」に、「前年の一月一日」を「前々年の九月三十日」に、「組合員(任意継続組合員を除く)」を「全ての組合員の同月」に、「合計額を当該組合員の総数で除して得た額」を「平均額(当該平均額の範囲内において組合員の定款で定められた額があるときは、当該定款で定められた額)」に、「みなして同項の規定により求めた」を「みなしたとき」に改める。

附則第六條の二の六中「同條第二項」を「同條第三項」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第十條 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の三の三第一項第一号口中「又は同項第四号」を「同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

第二十三条の五の次に次の一条を加える。
 (傷病手当金と障害手当金等との併給調整)
第二十三条の五の二 法第六十八条第七項ただし書に規定する政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 傷病手当金合計額(厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受ける場合の法第六十八条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。)から障害手当金の額を控除した額
 二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十八条第二項の規定により算定される額から当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額(当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額)を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額
 三 報酬の全部又は一部を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 法第六十八条第二項の規定により算定される額から当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額(当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額)を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十八条第二項の規定により算定される額から報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額(当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額)を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額
 第二十三条の六中「第六十八条第六項」を「第六十八条第八項」に改める。
 第二十四条第一項中「第七十一条」を「第七十一条第一項」に、「に掲げる」を「の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 傷病手当金の額が当該傷病手当金を受ける者の受ける報酬の額以下である場合 当該傷病手当金の額
 二 前号に掲げる場合以外の場合 その者が支給を受ける報酬の額
 第二十四条第二項を次のように改める。
 法第七十一条第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合 当該出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額
 二 前号に掲げる場合以外の場合 その者が支給を受ける報酬の額
 第四十六条の二第一号を次のように改める。
 一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額
 第四十六条の二第二号中「毎年一月一日」を「前年」に、「前年の一月一日」を「前々年」の九月三十日」に、「組合員(任意継続組合員を除く。)」を「全ての組合員の同月」に、「合計額を当該組合員の総数で除して得た額」を「平均額(当該平均額の範囲内において組合の定款で定めた額があるときは、当該定款で定めた額)に、「みなして同項の規定により定めた」を「みなしたときの」に改める。

附則第三十条の二の十一の表第五十四条の二の項中「第六十九条第二項」を「第六十九条」に改め、同表第六十九条第二項の項中「第六十九条第二項」を「第六十九条第三項」に改める。
 (防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)
第十一条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。
 第十七条の三第二項第三号中「及び同項第四号」を「、同項第四号に掲げる療養(以下「患者申出療養」といふ。及び同項第五号)」に改める。
 第十七条の四の五第一項及び第十七条の六第一項第一号口中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。
 (印紙税法施行令の一部改正)
第十二条 印紙税法施行令(昭和四十二年政令第百八号)の一部を次のように改正する。
 第三十一条第一号中「第百十一条第二項」を「第百十一条第三項」に改め、同条第二号中「第十二条第二項」を「第八十二条第三項」に改める。
 (特別会計に関する法律施行令の一部改正)
第十三条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号)の一部を次のように改正する。
 附則第十五条第二項中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。
 (被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正)
第十四条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号)の一部を次のように改正する。
 第十四条第一項中「改正後国共済法第六十六条第四項及び第七項から第十項まで」を「国家公務員共済組合法第六十六条第六項及び第九項から第十二項まで、改正後国共済法」に、「並びに別表第二」を「及び別表第二」に改め、同項の表改正後国共済法第六十六条第四項の項中「改正後国共済法第六十六条第四項」を「国家公務員共済組合法第六十六条第六項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同表改正後国共済法第六十六条第四項ただし書の項を次のように改める。

国家公務員共済組合法第六十六条第六項ただし書	障害厚生年金	障害厚生年金及び旧職域加算障害給付
------------------------	--------	-------------------

第十四条第一項の表改正後国共済法第六十六条第七項の項中「改正後国共済法第六十六条第七項」を「国家公務員共済組合法第六十六条第九項」に、「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同条第二項中「改正後国共済法第六十六条第十項」を「国家公務員共済組合法第六十六条第十二項」に、「改正後国共済令」を「国家公務員共済組合法施行令」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の政令を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第十五条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第六十八條第四項及び第七項から第十項まで」を「の規定、地方公務員等共済組合法第六十八條第六項及び第九項の規定、改正後地共済法」に、並びに別表第二を「及び別表第二」に改め、同項の表改正後地共済法第六十八條第四項の項中「改正後地共済法第六十八條第四項」を「地方公務員等共済組合法第六十八條第六項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同表改正後地共済法第六十八條第四項ただし書の項を次のように改める。

地方公務員等共済組合法第六十八條第六項ただし書
障害厚生年金
障害厚生年金及び旧職域加算障害給付

第十三条第一項の表改正後地共済法第六十八條第七項の項中「改正後地共済法第六十八條第七項」を「地方公務員等共済組合法第六十八條第九項」に、「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改める。

第七十二條第三項中「同項第二号中」の下に「二年」とあるのは「年の前年」と、「前年」の一月一日とあるのは「前々年」の九月三十日」とを「標準となつた給料」の下に「の合計額を当該組合員の総数で除して得た額」を加え「組合員(任意継続組合員を除く)」を「全ての組合員の同月」に改め、「改正後の法」の下に「以下この号において「改正後地共済法」という。」を、「標準報酬の月額」の下に「の平均額を改正後地共済法第四十三條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第十九條の規定は、平成二十八年年度以後の各年度における国民健康保険組合の特別積立金については、平成二十七年年度以前の各年度における国民健康保険組合の特別積立金については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十条第三項及び第五項の規定は、平成二十八年年度以後の各年度における国民健康保険組合の給付費等支払準備金については、平成二十七年年度以前の各年度における国民健康保険組合の給付費等支払準備金については、なお従前の例による。

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる療養の給付に要する費用の額、施行日以後に行われる療養に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要する費用の額並びに施行日以後に支給される療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに平成二十八年度以後の年度に係る高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による概算前期高齢者納付金の額及び確定前期高齢者納付金の額並びに概算後期高齢者支援助金の額及び確定後期高齢者支援助金の額並びに介護保険法(平成九年法律第二十三号)の規定による概算納付金の額及び確定納付金の額についての国民健康保険組合に対する補助金について適用し、施行日前行われた療養の給

付に要した費用の額、施行日前行われた療養に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要した費用の額並びに施行日前行われた療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額並びに平成二十七年年度以前の年度に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による概算前期高齢者納付金の額及び確定前期高齢者納付金の額並びに概算後期高齢者支援助金の額及び確定後期高齢者支援助金の額並びに介護保険法の規定による概算納付金の額及び確定納付金の額についての国民健康保険組合に対する補助金については、なお従前の例による。

2 平成二十八年度において第二条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十五條の規定により読み替えられた同令附則第十三條の規定により読み替えられた第二条の規定による改正後の同令附則第十五條の規定により読み替えられた同令附則第十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる第二条の規定による改正後の同令附則第十五條の規定により読み替えられた同令附則第十三條の規定により読み替えられた第二条の規定による改正後の同令附則第十五條の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号ハの表

第四項第二号ロ(1)の表	
百分の三十二	百分の三十二
百分の三十	百分の三十一
百分の二十八	百分の二十八
百分の二十六	百分の二十六
百分の二十四	百分の二十四
百分の二十二	百分の二十二
百分の二十	百分の二十
百分の十八	百分の十八
百分の十六	百分の十六
百分の十四	百分の十四
百分の十三	百分の十三
百分の百六十一	百分の百六十一
百分の百五十七	百分の百五十七
百分の百五十四	百分の百五十四
百分の百五十	百分の百五十
百分の百四十七	百分の百四十七
百分の百十五	百分の百十五
百分の百十四	百分の百十四
百分の百五十五	百分の百五十五
百分の五十七	百分の五十七
百分の三十二	百分の三十二

第四項第二号ロ(2)の表

千分の百六十一	千分の百六十三
千分の百五十七	千分の百六十三
千分の百五十四	千分の百六十二
千分の百五十	千分の百六十一
千分の百四十七	千分の百六十一
千分の百四十四	千分の百六十
千分の百四十	千分の百五十九
千分の百三十七	千分の百五十九
千分の百三十三	千分の百五十八
千分の百三十	千分の百五十七

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 平成二十年度から平成二十七年までの各年度における、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条第一項に規定する平成二十年四月前の医療等に要する費用のうち平成二十五年以前に請求されたものの支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用に係る同項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第五十三条第一項に規定する拠出金については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第八条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第十二条の規定は、施行日以後に退職した任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額について適用し、施行日前に退職した任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第四十九条の二の規定は、施行日以後に退職した任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬日額については、なお従前の例による。

(地方公務員共済組合の組合員に係る傷病手当金及び出産手当金に関する経過措置)

第七条 施行日前に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第四十条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による傷病手当金又は出産手当金の支給を始めた場合における施行日以後の当該傷病手当金又は出産手当金の額の算定に係る同条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この条において「改正後地共済法」という。)第六十八条第二項(改正後地共済法第六十九条第二項において準用する項)を含む。以下この条において同じ。第二項(改正後地共済法第六十八条第二項)において準用する項ただし書中「少ない額」とあるのは「少ない額(同日の属する月以前の直近の継続した組合員期間(組合員が現に属する組合員に係るものに限る)を十二月以上有する場合に、第一号に掲げる額)」と、同項第一号中「平均額」とあるのは「平均額(同日の属する月が平成二十七年九月以前である場合には、同年十月の標準報酬の月額)と、同項第二号中「傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日」とあるのは「平成二十七年十月一日」とする。

2 施行日から平成二十八年八月三十一日までの間に改正後地共済法による傷病手当金又は出産手当金の支給を始める場合において、当該傷病手当金又は出産手当金その支給を始める日の属する月以前の直近の継続した地方公務員等共済組合法第四十条第一項に規定する組合員期間(組合員(改正後地共済法第六十八条第一項に規定する組合員をいう。以下この項において同じ)が現に属する組合員に係るものに限る)を十二月以上有する場合の当該傷病手当金又は出

産手当金の額の算定に係る改正後地共済法第六十八条第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「にあつては、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない」とあるのは、「であつて、同日の属する月以前の直近の継続した組合員期間(組合員が現に属する組合員に係るものに限る)を十二月以上有するときは、第一号に掲げる」とする。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 平成二十八年六月三十日以前に退職した任意継続組合員の同年四月から平成二十九年三月までの標準報酬の月額及び標準報酬日額の算定に係る第十条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令(次項及び第三項において「新地共済令」という。)第四十六条の二の規定の適用については、同条第一号中「月額」とあるのは「月額(組合員期間、退職時の年齢、その他これらに準ずる事項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、当該標準報酬の月額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額)」と、同条第二号中「前年(一月から三月までの標準報酬の月額)にあつては、前々年)の九月三十日」とあるのは「平成二十七年十月一日」と、平均額(当該平均額の範囲内において組合の定款で定められた額)とあるのは「平均額」とする。

2 平成二十八年六月三十日以前に退職した任意継続組合員の平成二十九年四月以後の標準報酬の月額及び標準報酬日額の算定に係る新地共済令第四十六条の二の規定の適用については、同条第一号中「月額」とあるのは「月額(組合員期間、退職時の年齢、その他これらに準ずる事項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、当該標準報酬の月額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額)」と、同条第二号中「平均額(当該平均額の範囲内において組合の定款で定められた額)とあるのは、当該定款で定められた額」とあるのは「平均額」とする。

3 平成二十八年七月一日以後に退職した任意継続組合員の同月から平成二十九年三月までの標準報酬の月額及び標準報酬日額の算定に係る新地共済令第四十六条の二の規定の適用については、同条第二号中「前年(一月から三月までの標準報酬の月額)にあつては、前々年)の九月三十日」とあるのは、「平成二十七年十月一日」とする。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置)に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第九条 平成二十七年九月三十日以前に退職した任意継続組合員の平成二十八年四月分から平成二十九年三月分までの任意継続掛金の算定に係る第十五条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令第七十二条第三項の規定の適用については、同項中「年」とあるのは「年の前年」と、前年)の一月一日」とあるのは「前々年)の九月三十日」とあるのは「任意継続掛金を徴収すべき月の属する年(当該月が一月から三月までの場合には、前年)の一月一日」とあるのは「平成二十七年十月一日」とする。

総務大臣	山本 早苗
財務大臣	麻生 太郎
文部科学大臣	馳 浩
厚生労働大臣	塩崎 恭久
防衛大臣	中谷 元
内閣総理大臣臨時代理	
国務大臣	麻生 太郎

○厚生労働省令第五十五号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の四及び第二十六条の六の四第五項中「第五十三条第一項第一号」を「第五十三条第一項」に改める。

様式第一号の六の二（表面）中「発効期日」を「発効期日」に改める。

様式第一号の八備考中「に該当する場合は「A」と、同項第一号に該当する場合は「B」と、同項第三号に該当する場合は「C」と、「又は第三項第二号に該当する場合は「ア」と、同条第一項第三号又は第三項第三号に該当する場合は「イ」と、同条第一項第一号又は第三項第一号に該当する場合は「ウ」と、同条第一項第四号又は第三項第四号に該当する場合は「エ」と、同条第一項第五号又は第三項第五号に該当する場合は「オ」と改める。

(表 面)

様式第三（表面）を次のように改める。

<p>支給について準用する。(後略)</p> <p>(入院時生活療養費)</p> <p>第五十二条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二及び前条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。(後略)</p> <p>(保険外併用療養費)</p> <p>第五十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二及び第五十二条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。(後略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(特別療養費)</p> <p>第五十四条の三 (略)</p> <p>2 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。(後略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>国民健康保険検査証</p> <p>[法第四十五条の二関係]</p> <div data-bbox="1005 1579 1204 1825" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;"> <p>写 真</p> </div> <p>官職又は職名</p> <p>氏 名</p> <p>(年 月 日生)</p>
---	--

様式第三(裏面)中「及び第四項」を削り、「並びに第四十五條の二」を「及び第四十五條の二」に改める。

様式第三の二(表面)中「第四項、第五項、第六項及び第七項」を「第七項」に改める。
様式第三の二(裏面)中「及び」を「第」に改める。

(国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正)

第二条 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和四十七年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる組合以外の組合 次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額(算定政令第五條第一項第一号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額をいう。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	百分の百
百五十万円以上百八十万円未満	百分の九十五
百八十万円以上二百十万円未満	百分の九十
二百十万円以上二百四十万円未満	百分の八十五
二百四十万円以上	百分の八十

第七條の二中「前條」を「第七條」に改め、同條を第七條の四とし、第七條の次に次の二條を加える。

(算定政令第五條第一項第一号ハに規定する基準となる年度)

第七條の二 算定政令第五條第一項第一号ハに規定する基準となる年度(次條において「基準年度」という。)は、平成二十六年(法第百十三條の規定により平成二十七年以後の年度における同号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額を把握する組合にあつては、当該年度)とする。

(算定政令第五條第一項第一号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額の算定方法)

第七條の三 算定政令第五條第一項第一号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額(第十三條第二項において「組合被保険者一人当たり所得額」という。)は、当該組合の基準年度の五月一日における被保険者に係る基準年度の前年の地方税法第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同條第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額の総額を基準年度の五月一日における被保険者の数で除して得た額とする。

第十一條中「平成二十一年度」を「平成二十六年(法第百十三條の規定により平成二十七年以後の年度における同項に規定する被保険者に係る所得を把握する組合にあつては、当該年度)」に改める。

第十三條第二項第一号中「次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額」を「イに掲げる額とロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額」に改め、同号に次のように加える。

ハ 算定政令第五條第一項第一号ハの表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

第十三條第二項第三号中「千分の百六十四」を「算定政令第五條第四項第二号ロの表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合」に改める。

附則第四條の表以外の部分及び同表第七條の二並びに第十三條第一項及び第四項の項中「第七條の二」を「第七條の四」に改める。

附則第四條の五から第四條の七までを削る。

(健康保険法施行規則の一部改正)
第二条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の六第五号中「第百八條第二項から第四項まで」を「第百八條第三項から第五項まで」に改める。

第六十六條第一項第六号中「評価療養」の下に、「患者申出療養」を加える。

第百五十四條中「第百五十條第三項」を「第百五十條第四項」に改める。
第百五十五條及び第百五十九條第一項第七号中「第百五十條第四項」を「第百五十條第五項」に改める。

(船員保険法施行規則の一部改正)

第四条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第一項第六号中「評価療養」の下に、「患者申出療養」を加える。

第百五十九條中「第百十條第三項」を「第百十條第四項」に改める。
第百五十九條第一号中「第百八條第五項」を「第百八條第六項」に改め、同條第五号中「第六十六條第七項」を「第六十六條第九項」に改め、同條第七号中「第六十八條第七項」を「第六十八條第九項」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第四項中「又は同項第四号」を、「同項第四号に規定する患者申出療養(以下「患者申出療養」という。)又は同項第五号」に改める。

第四十七條第一項第六号中「評価療養」の下に、「患者申出療養」を加える。

様式第七号(表面)中「及び第四項」を削り、「第七十一條及び」に改め、「評価療養」の下に、「患者申出療養」を加え、「第八十條及び」を「第八十條及び」に改める。

様式第七号(裏面)中「及び第四項」を削り、「並びに第七十一條」を「及び第七十一條」に改める。

様式第八号(裏面)中「及び第四項」を削り、「並びに第六項」を「及び第六項」に改める。

様式第九号(裏面)中「評価療養」を「患者申出療養」に改める。

(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第六條 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四條の前の見出しを削り、同條に見出しとして「老人保健拠出金等に関する老健算定省令の規定の適用」を付し、同條中「平成二十一年度」を「平成二十八年及び平成二十九年」に、「附則第三十八條」を「附則第三十八條第一項」に改め、「医療等に要する費用」の下に「のうち平成二十七年以前に請求されたもの」を加え、「同條」を「同項」に、「(以下「老健算定省令」という。)」の規定を「(以下「老健算定省令」という。)」に改め、同條の表を次のように改める。

第一条	老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)	健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。以下「改正前老健法」という。)
第二条第一項	法及び	改正前老健法及び
第二条第二項	加入者の	加入者(改正前老健法第六條第三項に規定する加入者をいう。以下同じ。)の
法		改正前老健法

第十三条第一項	法	前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出除対象保険者」という。）	前々年度の実績医療費拠出金
	法	その超える額（以下「超過額」という。）	改正前老健法 当該実績医療費拠出金の額
第四条	法	加算対象保険者に係る不足額の合計額及びすべての控除対象保険者に係る超過額	保険者の実績医療費拠出金の額
	法	額と受取利息の額との差額	改正前老健法 額
第十二条	法	加算対象保険者に係る不足額の合計額とすべての控除対象保険者に係る超過額の合計額との差額	保険者の実績医療費拠出金の額の合計額
	法	確定加入者調整率	実績加入者調整率 改正前老健法 、改正前老健法
第十六条第一項	法	粗確定加入者調整率	粗実績加入者調整率
	法	確定補正係数	実績補正係数
第十七条第二項	法	法第五十六条第三項第一号イ調整対象外医療費見込額	改正前老健法第五十六条第三項第一号イ
	法	特定費用確定率	特定費用実績率 平成十九年度
第三十一条第一項	法	当該年度の前々年度	改正前老健法第五十七条
	法	次の各号に掲げる額の合計額	当該年度における改正前老健法第六十四条第一項に規定する基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を平成十九年度におけるすべての保険者に係る加入者総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額に平成十九年度における当該保険者に係る加入者数を乗じて得た額
控除対象保険者	法	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）以下「健保則等一部改正省令」という。）附則第四条の規定により読み替えられた第三条第一項	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）以下「健保則等一部改正省令」という。）附則第四条の規定により読み替えられた第三条第一項
	法	前々年度の実績医療費拠出金	前々年度の実績医療費拠出金

第十八条第一項	法第五十六条第一項各号	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）以下「健保令等一部改正政令」という。）附則第二条の規定により読み替えられた改正前老健法第五十六条第一項各号
	法第五十六条第五項	健保令等一部改正政令附則第二条の規定により読み替えられた改正前老健法第五十六条第五項
第十二条	特定費用確定率	特定費用実績率
	法第五十六条第四項	健保令等一部改正政令附則第四条の規定により読み替えられた第十二条
第十二条	確定補正係数	実績補正係数
	法第五十六条第四項	健保令等一部改正政令附則第二条の規定により読み替えられた改正前老健法第五十六条第四項
附則第五条から第七項までを次のように改める。	附則第五条から第七項までを次のように改める。	附則第五条から第七項までを削る。
	附則第十一条第一項を削り、同条第二項中「新調交省令附則第三条」を「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令附則第三条第一項」に、「新調交省令第四条」を「同令第四条」に、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「平成二十年度」を「平成二十八年及び平成二十九年」に、「新調交省令附則第三条」を「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令附則第三条第二項」に、「新調交省令附則第二条」を「同令附則第二条」に、「新調交省令第四条」を「同令第四条」に、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に、「附則第九条第一項」を「附則第九条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第七項までを削る。	附則第十二条第一項及び第二項を削り、同条第三項の表以外の部分中「平成二十年度から」を「平成二十八年及び」に改め、「までの各年度」を削り、「新事務費省令附則第四条」を「国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令附則第四条」に、「新事務費省令第二条」を「同令第二条」に、「第七条の二」を「第七条の四」に改め、同項の表第二項の項中「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、同表第七条の二並びに第十三条第一項及び第四項の項中「第七条の二」を「第七条の四」に改め、同条第三項を同条とする。
第七條	労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。	第七條 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
第八條	厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。	第八條 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
第九條	第百十條第一号中「第百八條第五項」を「第百八條第六項」に改め、同条第五号中「第百六十六條第七項」を「第百六十六條第九項」に改め、同条第七号中「第百六十八條第七項」を「第百六十八條第九項」に改める。	第九條 第百十條第一号中「第百八條第五項」を「第百八條第六項」に改め、同条第五号中「第百六十六條第七項」を「第百六十六條第九項」に改め、同条第七号中「第百六十八條第七項」を「第百六十八條第九項」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第九条 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。
第百十五条第一号中「第百八条第五項」を「第百八条第六項」に改め、同条第五号中「第百六十六条第七項」を「第百六十六条第九項」に改め、同条第八号中「第百六十八条第七項」を「第百六十八条第九項」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第十条 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一号中「第百八条第五項」を「第百八条第六項」に改め、同条第六号中「第百六十六条第七項」を「第百六十六条第九項」に改め、同条第八号中「第百六十八条第七項」を「第百六十八条第九項」に改める。

（生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部改正）

第十一条 生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中、「健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援」に改め、同条第二項第四号中「健康診査」の下に「及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則（次項において「旧国保規則」という。）の様式による国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証及び国民健康保険限度額適用認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2 旧国保規則の様式による国民健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の規定は、平成二十八年度に係る事務費負担金、療養給付費等補助金及び組合普通調整補助金から適用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第五条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の様式による後期高齢者医療検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省告示第百五十六号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

第一 次に掲げる告示の規定中「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」に改める。

一 生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和三十四年厚生省告示第百二十五号）第二号

二 平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件）第二条第二号

第二 次に掲げる告示の規定中「第十条第一項第一号ハ」を「第十条第一項第一号ホ」に、「第十一条の三の六第一項第一号ハ」を「第十一条の三の六第一項第一号ホ」に、「第二十三条の三の五第一項第一号ハ」を「第二十三条の三の五第一項第一号ホ」に改める。

一 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第百二十三号）第一号の表規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者の項

二 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第百九十五号）第一号の表規則第三十五条第一号に該当する者の項

第三 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第五号に規定する指定難病の患者」を「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者（次号において「指定難病の患者」という。）」に改める。

第二号中「第五号に規定する」を削る。
第五号を削る。